

第8号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載の手引において「平成22年旧地方税法」といいます。）第53条第5項の規定による申告）をする場合及び当該事業年度の所得、付加価値額又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の所得、付加価値額又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。	
3 「解散法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「清算人自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印でも差し支えありません。
6 「従前の事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
8「道府県民税 事業税の申告書」 地方法人特別税	空欄は、法人税の清算事業年度予納申告書及び法第72条の29の規定による申告の場合は、「清算事業年度予納」と、これに係る修正申告の場合は「修正清算事業年度予納」と記載します。	
9「法人税法の規定によって 計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表20(1)）の10の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載し、（ ）内には、同表の使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の40%相当額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
10「法人税法第68条（同法第144条を含む。）の規定による 所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の31の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合には、同申告書の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を②の欄に記載します。
11「法人税法第69条の規定による 外国法人税の額の控除額③」	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の32の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額を記載します。	
12「当期中の残余財産の一部の 分配又は引渡しの額のうち 清算所得に相当する部分の 金額に係る法人税相当額④」	法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載します。	
13「還付法人税額等の控除額 ⑤」	第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。	
14「課税標準となる法人税額 ⑥」	(1) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑧の欄の金額）を記載します。	
15「2以上の道府県に事務所 又は事業所を有する法人に おける課税標準となる法人 税額⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
16「法人税割額(⑥又は ⑦× $\frac{\quad}{100}$) ⑧」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、⑥の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑦の欄の金額に税率を乗じて計算します。	
17「外国の法人税等の額の控 除額 ⑨」	第6号様式別表3の⑫の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑬の欄の当該都道府県分の金額）を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
18「利子割額の控除に関する計算」(㉔から㉖までの欄)	(1) ㉔の欄には、第6号様式別表4の4の「計5」の㉔の欄及び第9号の2様式の「合計㉔」の欄と同じ金額を記載します。 (2) ㉖の欄には、㉔の欄の金額と㉔の欄の金額から㉔の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。 (3) ㉖の欄には、㉔の欄の金額から㉖の欄の金額を控除した金額を記載します。	㉔及び㉖の欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。
19「利子割額の控除額㉔」	㉖の欄の金額を記載します。	
20「差引法人税割額 ㉔－㉔－㉔ ㉔」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
21「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ㉔」	(1) 法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載します。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、当該金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄(道府県民税の「分割基準」の欄に記載しないときは、事業税の「分割基準」の欄)の合計の数値で除して得た額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た金額を記載します。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を第10号様式の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「分割基準」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
22「 $㉔ \times \frac{\quad}{100}$ ㉔」	東京都に申告する場合にあっては、㉔及び㉔の欄の金額の合計額を記載します。	
23「算定期間中において事務所等を有していた月数㉔」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
24「 $\text{円} \times \frac{㉔}{12}$ ㉔」	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。	
25「東京都に申告する場合の㉔の計算」(㉔から㉔までの欄)	東京都に申告する場合に記載します。	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。
26「東京都に申告する場合の㉔の計算」(㉔から㉔までの欄)	東京都に申告する場合に記載します。	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
27 事業税の「所得割」 (㉒から㉗までの欄)	(1) ㉒の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の㉒の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉓の欄の金額を記載します。 (2) ㉓から㉗までの各欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれに定める金額を記載します。 (イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち当該都道府県分の金額を記載します。 (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉒の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数(月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。)を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を㉓の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数(月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。)を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときにはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉓及び㉔の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分してそれぞれ㉓、㉔及び㉕の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人（協同組合等） 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉓の欄に、年400万円を超え年800万円以下の金額を㉓の欄に、年400万円を超える金額を㉔の欄にそれぞれ記載します。 (3) ㉗の欄は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 (4) ㉓から㉗までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	(1) 収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人）は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉒の欄の金額が年400万円を超え年800万円以下であるときの㉔の欄の金額は、㉒の欄の金額から㉓の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉒の欄の金額が年800万円を超えるときの㉕の欄の金額は、㉒の欄の金額から㉓及び㉔の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。 (3) 軽減税率の適用されない法人とは、解散の日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
28「付加価値割」(㉔及び㉕の欄)	法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が次のように記載します。 (1) ㉔の欄は、第6号様式別表5の2の㉔の欄の金額を記載します。 (2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
29「収入割」(㉖及び㉗の欄)	収入金額課税法人のみが次のように記載します。 (1) ㉖の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあつては第6号様式別表6の③の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の㉑の欄の金額を記載します。 (2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
30「既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額㉘」	平成22年旧地方税法第72条の29第1項ただし書の規定により、この申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等(その解散の時からその分配又は引渡しをしようとする時までの間に生じた法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額がある場合には、その利益積立金額を含みます。以下同じ。)を超える部分の分配又は引渡しをしている場合のその超える部分の金額(その事業年度の期間中に2回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部の分配又は引渡しをしているときは、その解散当時の資本金額等を超える金額の合計額)に係る事業税として納付した金額を記載します。	
31「この申告により納付すべき事業税額㉙ー㉛ー㉜ ㉝」及び「㉝の内訳」の各欄(㉞から㉟までの欄)	㉝の欄は、㉙の欄から㉛の欄及び㉜の欄の金額を控除した金額を記載し、㉞から㉟までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㉞から㉟までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載してください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
32「所得割に係る地方法人特別税額 ④」 (⑤の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計②」又は「軽減税率不適用法人の金額③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。	
33「収入割に係る地方法人特別税額⑤」 (⑥の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
34「この申告により納付すべき地方法人特別税額⑤－⑥－⑧ ④」	④の欄は、⑤の欄から⑥の欄及び⑧の欄の金額を控除した金額を記載します。	
35「所得金額の計算」 (⑤から⑩までの欄)	法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人以外の法人が次のように記載します。 (1) ⑤の欄は、法人税の明細書(別表4)の35の欄の金額を記載します。 (2) ⑥の欄は、法人税の明細書(別表4)の35の欄の計算上損金に算入している所得税額がある場合において、当該所得税額を記載します。したがって法人税法第40条の規定により納付した所得税額を損金に算入していない場合においては、記載する必要はありません。 (3) ⑦の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受けた法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書(別表4)の26の欄の金額を記載します。 (4) ⑨の欄は、第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額又は第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。 (5) ⑩の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされている法人税法第59条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合に第6号様式別表11の⑪の欄、⑬の欄又は⑭の欄の金額を記載します。	
36「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額②」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、⑮、⑮及び⑮の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	